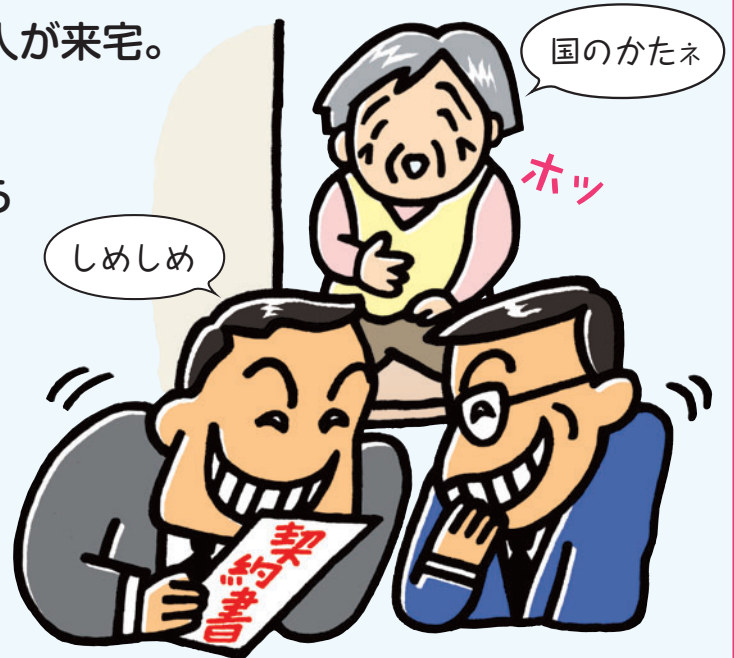


# 見守り 新鮮情報

## 第34号

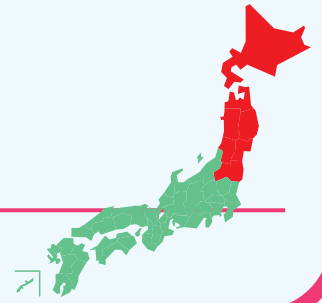
訪問販売で布団を契約し、  
**業者に連れられて**銀行に行き、  
おろした現金で代金125万円を払って  
帰宅した直後に、「**国から来た**」と  
別の男性二人が来宅。

「悪質商法がはやっているので  
注意が必要。被害にあっているなら  
**契約書を見せて**」と言われて、  
手元にある**契約書を渡した**。  
また後で来ると言ったのに  
音沙汰がない。



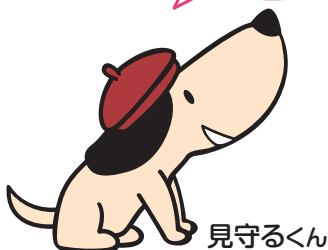
# 「国から来た」という男たちが 契約書を持ち去る

■平成20年4月頃 ■北海道・東北地方で



## ひとこと助言

渡しちゃ  
だめだよ



見守るくん

- 公的機関が被害救済をしてくれるものと安心させ、契約書を持ち去る手口です。相談をしていないのに、公的機関が訪ねてきて、契約書の提示を求めることはありません。
- 契約書面は最も重要なものであり、持ち去られると被害救済が困難になります。また、個人情報を利用され、次々と被害にあう危険があります。絶対に渡してはいけません。
- 心配な時は、お住まいの自治体の**消費生活センター**にご相談ください。